

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業  
(COREハイスクール・ネットワーク構想)  
審査要項

令和3年1月6日  
文部科学省初等中等教育局長

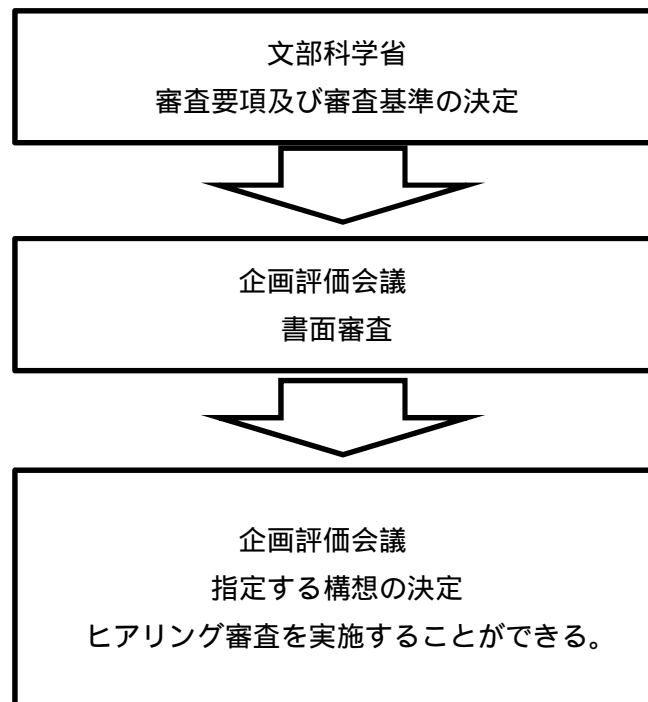
1. 審査の基本方針

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業(COREハイスクール・ネットワーク構想)の指定に関する審査は、高等学校及び中等教育学校の後期課程(以下「高等学校等」という。)の学校設置者(国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあつては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。)又は高等学校等の複数の設置者により組織する実行委員会等の代表機関から申請されたCOREハイスクール・ネットワークに関する構想(以下「構想」という。)について、教育活動の実績を踏まえた計画の実現性、発展性、継続性、他の学校や地域への普及などの観点により評価を行う。

2. 審査の方法

(1) 審査方法・審査の枠組み

審査の方法及び審査の枠組みは次のとおりとする。



## (2) 審査の進め方

- ア 企画評価会議は、審査基準に基づき書面審査を行うこと。
- イ 審査にあたっては必要に応じて構想についての改善のための条件を付することができること。
- ウ 企画評価会議は、書面審査の結果を参考に、指定する構想を決定する。
- エ 指定する構想の決定にあたっては、必要に応じて構想についての改善のための条件を付することができること。

## 3 審査基準

### (1) 書面審査

#### 書面審査項目と審査の観点

書面審査は、別紙の審査項目(1)～(10)にある各項目に沿って行い、それぞれについて、5段階で「絶対評価」により評価することとする。なお、各審査項目の審査にあたっては、実現可能性や構想の実施にいたる手順、時期等の明確性、更に本事業の委託期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を評価して、審査を行うこととする。また、各審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに計数を乗じて評点に重み付けをすることとする。

- 【評点】 5点…非常に優れている。  
4点…優れている。  
3点…妥当である。  
2点…やや不十分である。  
1点…不十分である。

加点及び「遠隔システムの接続形態・ネットワーク環境に関する指標」、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」に関する評価

(ア) 学校数、遠隔授業の実施科目数等に応じ次の観点について加点を行うこととする。

#### 【加点の観点】

- ・ネットワークを構成する学校規模(在籍生徒数)に関する観点
- ・事業全体の成果の検証等のための外部の評価を得るための工夫に関する観点
- ・地元自治体等との連携・協働する仕組みの工夫に関する観点
- ・受信教室に教員以外の者を配置する場合の考え方等に関する観点
- ・遠隔授業を実施するための教室の整備状況に関する観点
- ・遠隔授業による開設教科・科目数に関する観点
- ・遠隔授業による単位数に関する観点
- ・令和3年度中の遠隔教育実施に関する観点
- ・遠隔授業における工夫した取組に関する観点

(イ) 「遠隔授業システムの接続形態・ネットワーク環境に関する指標」については、該当する区分に応じて評価を行うこととする。

(ウ) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、該当する最も配点の高い区分により評価を行うこととする。

各評点の所見等

ア 書面審査の所見は、指定すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、特に各項目の評点で「5点、又は1点」の評点を付した場合は、どの点が優れているのか、又は、どの点が不十分であるかについて、具体的に判断根拠、理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。

イ 審査項目に対応する記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を「1点」とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入することとする。

ウ 計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入することとする。

## (2) 評価方法

各委員の書面審査の評価点を偏差値により補正した数を用いて計算した平均値（小数点以下第2位を四捨五入することとする。）を得点とみなす。

構想の採択は、原則として上記で計算した得点の最も高い順番に採択するものとする。なお、本事業の成果の全国的な普及や構想の多様性の観点から地域性等に配慮した指定をできることとする。

## 3. 開示・公開等

### (1) 企画評価会議の審議内容の取扱い

各構想の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価会議が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

### (2) 審査結果について

指定された構想は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

### (3) 審査委員者の氏名について

企画評価会議の委員（以下「審査委員」という。）の氏名については、指定決定後に公表することとする。

## 4. 審査委員の遵守事項

### (1) 秘密の保持

審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

### (2) 利害関係者の審査

審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付に文書で申し出なければならない。

(ア) 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合

(イ) 審査委員が所属している法人等から申請があった場合

(ウ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合

(エ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合

(オ) 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者から

その対価を審査委員自身が受け取っている場合

(カ) 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

(キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

企画評価会議は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価会議は、前項の要請を拒否することもできる。

審査委員は、前項により企画評価会議が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

### (3) 不公正な働きかけ

審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付に報告しなければならない。

文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

## COREハイスクール・ネットワーク構想審査項目及び配点

満点	650
----	-----

審査項目	計数	計数×5点
<b>1 構想等の目的</b>		110
COREネットワークを構成する高等学校等の数や規模、選定理由は本事業の趣旨に合致し適切か。	4	20
COREネットワークを構成する高等学校等を取り巻く状況の分析を踏まえ、本事業実施の必要性が十分に検討されているか。	4	20
COREネットワークを構成する目的・目標の内容は適切か。	4	20
COREネットワークにより育成を目指す生徒の資質・能力の内容は適切か。	4	20
加 点 COREネットワークを構成する学校規模による加点（高い方の点数を加点） 生徒数が120人以下の学校が2校以上 30点 生徒数が240人以下の学校が3校以上 5点		30
<b>2 実施体制（管理機関、コンソーシアム）</b>		75
COREネットワークによる取組の目的・目標を達成するために、効果的な実施体制及び事業の管理方法が計画されているか。	4	20
遠隔授業システム構築の中心となるCIOの配置、活用計画は適切か。	4	20
中山間地域や離島等に立地するCOREネットワークの構成校が構築するコンソーシアムが取り組む内容は適切か。	4	20
加 点 個々の取組及び本事業全体の成果の検証・評価のために、外部有識者からの評価を得られるよう工夫されているか。 <b>加点が妥当な場合は、10点とする。</b>		10
加 点 高等学校が地元自治体等の関係機関と連携・協働する仕組みが工夫されているか（コーディネーターの配置や地域協働に関する協力協定の締結等）。 <b>加点が妥当な場合は、5点とする。</b>		5
<b>3 COREネットワークを構成する高等学校等における取組</b>		15
本事業について、地域、生徒、保護者等への説明等は適切に行われているか。	2	10
加 点 受信教室に教員以外の者を配置する場合の考え方、緊急時の対応などが検討されているか。 <b>加点が妥当な場合は5点とする。</b>		5
加 点 遠隔授業を行うためのシステムが常設されている教室数による加点。 3教室 5点、4教室 10点、5教室以上 15点		15

審査項目		計数	計数×5点
4 3ヶ年の調査研究計画			130
	調査研究計画は、現状の分析や事業の目標を踏まえた内容となっており、3ヶ年のスケジュールが具体的に策定されているか。	7	35
	遠隔授業に関する取組の内容は適切に計画されているか。	7	35
	学校間連携を行うための運営体制に関する取組が適切に計画されているか。	7	35
	高等学校等と地元自治体等の関係機関と連携・協働した教育活動について計画されているか。	5	25
加 点	遠隔授業の開設教科・科目数による加算 ・COREネットワークの構成校において、令和5年度までに遠隔授業により開設予定の科目の数に応じて <b>20点以内で加点</b> する。 3～4科目の学校数×3点、5～6科目の学校数×5点、7科目以上の学校数×7点		20
加 点	遠隔授業で実施する科目の単位数による加算 ・COREネットワークの構成校において、令和5年度までに遠隔授業により開設予定の教科・科目の単位数に応じて <b>40点以内で加点</b> する。 3～4単位の学校数×5点、5～7単位の学校数×10点、8単位以上の学校数×15点		40
5 令和3年度の調査研究計画			120
	3ヶ年の調査研究計画を踏まえた計画となっているか。	5	25
	生徒の学習ニーズを踏まえた遠隔授業に関する取組の内容は適切に計画されているか。	4	20
	学校間連携を行うための運営体制に関する取組が適切に計画されているか。	4	20
	高等学校等と地元自治体等の関係機関と連携した取組が、地域や学校の特性を活かし、工夫された内容となっているか。	4	20
	調査研究の進捗状況の定期的な確認や改善の仕組みは適切か。	3	15
加 点	令和3年度中に遠隔による授業等を行う場合に加点。 ・令和3年度中に遠隔教育により取組を行う学校数に応じて <b>20点以内で加点</b> する。 ア 教育課程外の教育活動を遠隔により実施する学校数×2点 イ 教育課程内の授業を10回以上遠隔授業（年度の途中から実施されるものや試行的に実施するものを含む。）により実施する科目がある学校数×5点		20

審査項目	計数	計数×5点
<b>6 成果の普及及び調査研究終了後の取組継続</b>		30
他校・他地域への成果普及方策が適切に計画されているか。	3	15
国の調査研究終了後の取組が適切に検討されているか。	3	15
<b>7 目標設定シート</b>		65
構想の目的等を踏まえた成果目標（アウトカム）が適切に設定されているか。	3	15
活動指標（アウトプット）の設定内容は適切か。	3	15
<b>8 経費</b>		5
調査研究計画を実施するために適切な経費が予算の範囲内で計上されているか。	1	5
<b>9 遠隔授業システムの接続形態・ネットワーク環境に関する指標</b>		20
遠隔会議システムの接続形態・ネットワーク環境の合計点（最高20点）		20
<b>10 遠隔授業における工夫</b>		10
加 点 クラウドも活用した1人1台パソコンと連携した授業や、複数のカメラや書画カメラを活用した授業など、効果的な遠隔授業が計画されているか。 <b>加点が妥当な場合は、3点、5点、10点のいずれかの点数を加点する。【加点の目安】遠隔授業が工夫されている... 3点。遠隔授業が工夫されており、かつ、具体的に記述されている... 5点。遠隔授業が工夫されており、かつ、効果的な内容が具体的に記述されている... 10点</b>		10
<b>11 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標</b>		30
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点。以下の ~ のうち2つ以上取組を行っている場合は、最も配点の高いものについてのみ加点する。		30
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく設定（えるぼし認定）等 認定段階1 = 10点 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 認定段階2 = 20点 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 認定段階3 = 30点 行動計画策定済 = 4点 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下の者）に限る。（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）		30
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）  旧くるみん認定 = 10点 次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定  新くるみん認定 = 15点 次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）により認定 プラチナくるみん認定 = 20点		20
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ユースエール認定 = 20点		20